

会 議 録

会議の名称	令和 8 年度 第 1 回 所沢市いじめ問題対策委員会
開 催 日	令和 8 年 4 月 2 8 日（火） 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分
開 催 場 所	所沢市役所高層棟 7 階 研修室
出席者の氏名	赤堀 侃司 ・ 及川 みさ子 ・ 桂川 泰典 ・ 亀井 弘泰 神田 信彦 ・ 木村 幸子 ・ 小林 治 ・ 高田 美智子 武弓 清貴 ・ 美甘 寿規 ・ 山村 顕子
欠席者の氏名	
議 題	6 報告及び協議（一部非公開） 【公開】 （１）所沢市いじめ未然防止プログラムの報告について 【非公開】 （２）市内小中学校の状況について
会議資料	・ 次第 ・ 資料 1 いじめ未然防止プログラム報告
担当部課名	教育委員会 教育長 岩間 健一 学校教育部 部 長 吉川 誠 次 長 伊東 真吾 学校教育課 担当参事兼課長 御菩薩池 好行 主幹兼健やか輝き支援室長 岩土 陽裕 指導主事 今井 知博 指導主事 佐瀬 孝太郎 指導主事 小松 大祐 指導主事 松田 裕介 生徒指導・いじめ問題対策員 末竹 眞智子 生徒指導・いじめ問題対策員 伊勢 浩明 教育センター 担当参事兼所長 大庭 真紀子 主幹兼教育相談室長 加藤 法祥 指導主事 大森 恵 ー連絡先ー 学校教育課 04-2998-9238 教育センター 04-2923-2396

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	1 開会
教育長	2 委嘱状・任命状の交付
教育長	3 教育長挨拶
事務局	4 委員紹介並びに事務局紹介
	5 役員の選出
事務局	・所沢市いじめ問題対策委員会条例第 5 条に基づき委員長、副委員長を選出した。 ・条例第 6 条に基づき、対策委員会の会議は委員の過半数の出席により成立した。
委員長	・会議録の記録方式について「要約方式」で記録することを確認した。 ・議事録の確定方法は、委員長の承認により確定することを確認した。 ・本会議は、個人に関する情報が含まれており、所沢市情報公開条例第 2 5 条 2 号に基づき、協議及び報告事項のうち（2）については、非公開にしたい旨の発議があり、出席委員全員が賛成し、協議及び報告事項のうち（2）は非公開で審議されることに決定した。 ・傍聴の希望者が 1 名いることを確認した。
	6 協議及び報告
	（1）所沢市いじめ未然防止プログラムの報告について
事務局	・令和 7 年度研究協力校 3 校（小 4～中 3 の約 850 名）を対象に実施したアンケート結果を報告した。 ・「いじめとは何か知っているか」という問いに対し、98%が「知っている」と回答。 ・しかし、具体的なケース「よさを知ってもらうためのモノマネで相手が嫌がっていた」を提示したところ、「いじめ」と認識した児童生徒は約半数に留まった。本ケースは、いじめ防止対策推進法第 2 条の定義に照らすといじめと捉えるのが妥当だが、法律に基づくいじめの理解が十分に進んでいない実態が明らかになった。 ・被害経験を申告した生徒より、加害経験を申告した生徒が少なく、加害側がいじめと認識していない可能性がある。 ・これまでの心情面の学習に加え、いじめに関する知識を高める学習が必要である。 ・教育委員会は 7 つの授業プログラムを作成し、令和 8 年度に研究協力校で先行実施する。これには、具体的な行動スキルに関する学習も含まれる。 ・いじめ防止には、授業プログラムに加えて「よりよい学校風土」の醸成が重要である。学校風土とは、授業満足度、教職員への信頼感、学校生活の安心感など、学校全体の雰囲気を目指す。 ・これまでの研究協力校では、いじめ防止動画の作成や、他者から自分の長所を伝えてもらう授業などを通じ、自己肯定感を高める実践が行われてきた。 ・昨年度の研究協力校での実践として、新聞台やストリートピアノの設置、相談員の顔写真を掲示した「顔の見える相談室」、いじめ未然防止メッセージの掲示があった。

	・これらの取組により、学校の温かく楽しい雰囲気が醸成され、いじめの件数や不登校の減少といった成果が報告されている。 ・調査ツールを用いた科学的な測定では、学校風土の数値が低い学級で、いじめに関する被害申告が多いという相関関係も確認された。 ・教育委員会は、教員の感覚だけでなく、子どもの事実に基づいて学校風土を把握し、改善していく取組を研究する方針である。 ・いじめを防止するための授業として、小中 9 年間で 7 つの授業プログラムを実施し、いじめの理解、対処、防止への貢献ができる児童生徒を育成したい。学校ごとのいじめ防止基本方針も授業に組み込み、授業案には小学校低学年・高学年・中学生用の 3 パターンを準備している。 ・児童生徒が主体的に取り組むいじめ未然防止活動について、各学校の取組を教育委員会がデータベース化し、市内全校で共有・活用できるようにしていきたい。 ・健やか輝き支援室提供のプログラムについて、市の専門人材を活用した学校支援を行う。スクールカウンセラーと連携したメンタルヘルス、SOS の出し方・受け取り方に関する授業や警察 OB である生徒指導いじめ問題対策員による SNS の適切な利用方法、性被害防止に関する出前授業を行うことを検討している。 ・調査ツールの導入として、学校風土を客観的に把握・改善するため、文部科学省「COCOLO プラン」でも示されている「子どもの発達科学研究所」提供の調査ツールを今年度は導入する。 ・プログラム全体を通じて、日々の挨拶や声かけ、励まし、称賛といった働きかけを行う「発達支持的生徒指導」と、いじめ防止教育やトラブルの初期対応を行う「課題予防的生徒指導」を実践レベルで推進していくことを目指す。
委員	・「子どもの居場所づくり」が大切である。運営する子ども食堂での経験として、様々な大人と交流することで、子どもたちが自主的に思いやりや手助けを学ぶ様子が見られた。当初は自由奔放だった子どもたちのグループが、回を重ねるごとに年配者への配慮など、他者への思いやりを示すようになった。この経験から、学校内だけでなく、多様な大人が存在する地域社会の中に居場所を作ることが極めて重要である。
事務局	・学校・学級も子どもたちの居場所となるようにと考えている。また、このプログラムを地域にも発信し、地域社会と共に取り組む。
教育長	・教育委員会の取組として、学校内では教室にいられない子のための相談室やスペシャルサポートルームを設置し、支援員も増員配置している。学校外でも、図書館などに子どもの居場所を設ける取組を市全体で進めている。配慮を要する子どもにとって必要な多様な居場所が存在することが重要であると捉えている。
委員	・社会福祉協議会が運営する「こどもの居場所」について、ホームページでは、子ども食堂、学習支援、フードパントリー、プレイパーク、児童館などの情報を地区別に確認できる。保護者の中には、児童館などの公的施設以外に多様な居場所があることを知らない人も多い。社会福祉協議会は、新たな居場所の立ち上げ支援や活動費の助成などを通じて、身近な地域に居場所が増えるよう多角的に支援している。教育委員会としても、図書館に孤独を防ぐための精神的な相談ができる機能を持たせたり、社会教育の分野など、より俯瞰的な視点で子どもの居場所や不登校の問題に取り組んでいったりすることはとてもよいことである。

事務局	・委員から紹介のあった「こどもの居場所マップ」を相談対応時に活用している。相談内容が「居場所」に関するものであった場合、市として学校以外の居場所があることを情報提供している。
委員	・児童生徒のいじめ認識の実態調査は興味深いデータであり、これを子どもたちに対してどう活用していくかが重要なテーマである。調査結果のデータ、例えば「いじめた側といじめられた側の認識のギャップ」や「嫌いな人にならいじめをしてもよい」という回答などを教材にしてはどうか。なぜギャップが生じるのか、なぜそのように考えてしまうのかを子どもたち自身が考えることで、問題を「自分ごと」として捉え、学校全体で取り組む意識を醸成できると期待される。調査結果を子どもたちと共有し、共に考える時間をプログラムの序盤に組み込んでどうか。
事務局	・実施されたアンケートは、実態を把握し、子どもたちに必要なことを考えるためのものである。来年度から開始する予定のいじめ防止の授業で、アンケート結果の一部を教材として活用したい。先ほどの提案を踏まえ、子どもたちが実態をもとに一緒に考えられるような教材をさらに研究し、作成していく方針である。
教育長	・子どもたちから取ったアンケートは、子どもたちに還元し、指導や支援に活かすべきものである。「嫌いな人ならいじめをしてもよい」「分からない」といった回答を、単純に「間違った考え」と断じるべきではない。これらの回答の背景には、回答者自身がいじめに似た行為をされた経験がある可能性など、様々な事情が考えられる。回答の背景や経緯を深く考察した上で、子どもたちにも多角的に考える機会を設け、各学校・学級で子どもたちを支援していく方針である。
委員	・よかれと思った行為でも相手が嫌だと感じればいじめになることをふまえ、プログラムは「してはいけないこと」を広めるのが目的か、それとも「相手を傷つけた場合にどうすべきか」まで含むのか。また、導入される調査ツールは何か。いじめをしてしまう子のストレスや家庭環境などの背景にも目を向け、縦割り行政にならず、庁内・教育委員会内での連携も進めてほしい。
事務局	・プログラムの目的について、いじめをしてしまった子への対応や、その背景を子どもたち自身が考えるプログラムも含まれている。単に「してはいけないこと」を教えるだけでなく、より包括的な内容である。 ・子どもの発達科学研究所による「学校風土D調査」を使用する。「スクールエンゲージメント（学校とのつながり）」と「スクールセーフティ（学校の安全）」の2つの指標で学校風土を把握する。「担任の先生は私を励ましてくれる」など20項目を数値化し、数値が低い項目に対するアプローチを検討するための研修動画も付属している。
教育長	・組織を越えた連携は非常に重要である。教育委員会内の学校教育部と図書館等の社会教育部門だけでなく、市役所内の他部局であるこども未来部や、市役所以外の関係機関とも連携している。
事務局	・国のいじめ防止基本方針では、「よかれと思ってやった行為」が相手に苦痛を与えた場合、直ちに「いじめ」と断じて指導をするのではなく、言葉を選びながら柔軟に対応することが推奨されている。
事務局	・教育委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、主に2つの組織を所管している。この「いじめ問題対策委員会」は、いじめ防止対策を実効的に行うために必要に応じて設置されるものである。もう一つは「いじめ問題対策連絡協議会」であり、学

委員長	校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等の関係機関による連携を図るための組織で、年に2回程度開催している。これら両組織は重要な機能を持っており、引き続き適切に機能させていく方針である。 ・平成7年度におけるいじめ未然防止プログラムに関する報告は、実施事項の羅列であったと記憶している。今回の報告は構造化されており、非常に分かりやすくなった。この構成により、教員が実践に取り組みやすくなるのではないかと感心した。
事務局	【非公開】 (2) 市内小中学校の状況について
事務局	7 連絡 ・次回、第2回会議は、令和8年7月30日（木）13：30から604会議室で開催予定であることを連絡した。
事務局	8 閉会